

宇都宮市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により，社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等に対する総合的な支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として，宇都宮市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象となる子ども・若者等（以下「子ども・若者等」という。）の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること
- (2) 子ども・若者等の支援に係る関係機関等の相互連携・協力に関すること
- (3) 子ども・若者等の支援に関する調査・研究，研修及び広報啓発活動に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか，協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は，別表に掲げる関係機関・団体等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。ただし，必要に応じて見直すことができる。

- 2 協議会に会長を置き，宇都宮市子ども部子ども未来課青少年自立支援センター所長をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表し，会務を総理する。

(会議)

第4条 協議会に全体会議，個別ケース検討会議を置く。

- 2 会長は，協議会をより効果的に運営するため，必要に応じて会長以外の者に会議を主催させ，議題に関連する構成機関のみをもって開催することができる。
- 3 会長が必要と認めるときは，協議会の構成機関以外の者に対し，必要な協力を求めることができる。

(全体会議)

第5条 全体会議は会長が招集し、その議長となる。

2 全体会議は、構成機関が推薦する者をもって構成する。

(個別ケース検討会議)

第6条 個別ケース検討会議は、次条第1項に定める子ども・若者支援調整機関が主催し、個別ケースについて支援方針の協議等が必要と認める場合に開催することができる。

2 個別ケース検討会議は、子ども・若者支援調整機関が当該ケース検討のため必要であると認めた構成機関及び構成機関以外の関係機関等がそれぞれ推薦する担当者をもって構成する。

(調整機関)

第7条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、宇都宮市子ども部子ども未来課青少年自立支援センターとする。

2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。

(1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること

(2) その他、協議会の円滑な運営に必要な事項に関すること

(秘密保持義務)

第8条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事した者は、法第24条の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(経費負担)

第10条 協議会に係る経費については、事務局の運営に係るものを除き、各構成機関において負担する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成28年8月1日から施行する。
- 2 宇都宮市青少年自立支援ネットワーク会議設置要綱は廃止する。

別表（第3条関係）

協議会構成機関

分野等	機関等の名称
教育	栃木県総合教育センター
	宇都宮市教育委員会事務局学校教育課
	宇都宮市教育委員会教育センター
福祉・保健・医療	とちぎリハビリテーションセンター（栃木県発達障害者支援センター）
	宇都宮市保健福祉部生活福祉第1課
	宇都宮市保健福祉部生活福祉第2課
	宇都宮市保健福祉部障がい福祉課
	宇都宮市保健福祉部保健所保健予防課
	宇都宮市子ども部子ども家庭課
	宇都宮市子ども部子ども発達センター
	宇都宮市民生委員児童委員協議会
雇用	栃木労働局宇都宮公共職業安定所（ハローワーク宇都宮）
	栃木県産業労働観光部労働政策課（とちぎジョブモール）
	とちぎ若者サポートステーション
	宇都宮市経済部商工振興課
矯正・更生保護	宇都宮少年鑑別所
	宇都宮中央・東・南警察署生活安全課
	宇都宮保護区保護司会
	宇都宮更生保護女性会
	宇都宮市青少年巡回指導員会
民間支援団体	特定非営利活動法人 KHJとちぎベリー会
	特定非営利活動法人 とちぎユースワークカレッジ
	一般社団法人 とちぎ青少年自立援助センター
	一般社団法人 栃木県若年者支援機構
総合相談・調整機関	宇都宮市子ども部子ども未来課青少年自立支援センター